

発議第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び廿日市市議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により、廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年3月23日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	井 上 佐智子
賛成者	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	新 田 茂 美
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	堀 田 憲 幸
〃	〃	岡 本 敏 博

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

廿日市市議会委員会条例（昭和63年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「、建設計画及び水道」を「及び建設計画」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴い、建設常任委員会の所管事項から水道に属する事項を削除するため、この条例案を提出するものである。

(発議第1号説明書)

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案の要旨

広島県水道広域連合企業団に参加することに伴い、建設常任委員会の所管事項から水道に属する事項を削除しようとするものである。

2 施行期日

令和5年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

発議第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び廿日市市議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により、廿日市市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年3月23日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	井 上 佐智子
賛成者	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	新 田 茂 美
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	堀 田 憲 幸
〃	〃	岡 本 敏 博

廿日市市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

廿日市市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント、差別的な取扱い又は言動、虐待、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗し、又は中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(7) 発言又は情報発信（議会報告会、チラシ、ウェブサイト等において行うものをいう。）において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為を行わないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。

第8条を次のように改める。

（議員及び議会の措置）

第8条 被審査議員は、自己に関する審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、被審査議員が第3条の規定に反する事実がなかったと認められる場合で、被審査議員の名誉を回復する必要があると認められるときは、所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

近年、議員の政治倫理が問われるような事案が発生しており、廿日市市議会においても必要な関係規定の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(発議第2号説明書)

廿日市市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

近年、議員の政治倫理が問われるような事案が発生しており、廿日市市議会においても必要な関係規定の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 政治倫理基準に次の行為を加える。

ア セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント、差別的な取扱い又は言動、虐待、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗し、又は中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

イ 発言又は情報発信（議会報告会、チラシ、ウェブサイト等において行うものをいう。）において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為を行わないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。

(2) 廿日市市議会議員政治倫理審査会から審査結果の報告を受けた際における議員及び議会の措置を、次のとおり見直す。

ア 被審査議員は、自己に関する審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

イ 議会は、被審査議員がアの措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 議会は、被審査議員が政治倫理基準に反する事実がなかったと認められる場合で、被審査議員の名誉を回復する必要があると認められるときは、所要の措置を講じるものとする。

3 施行期日
公布の日